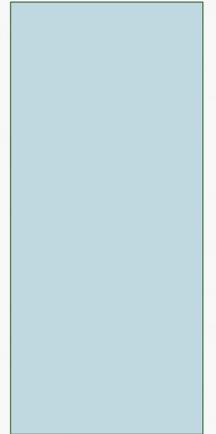


じん肺健康診断と健康管理手帳 の申請手続きについて

大阪労働局労働基準部健康課

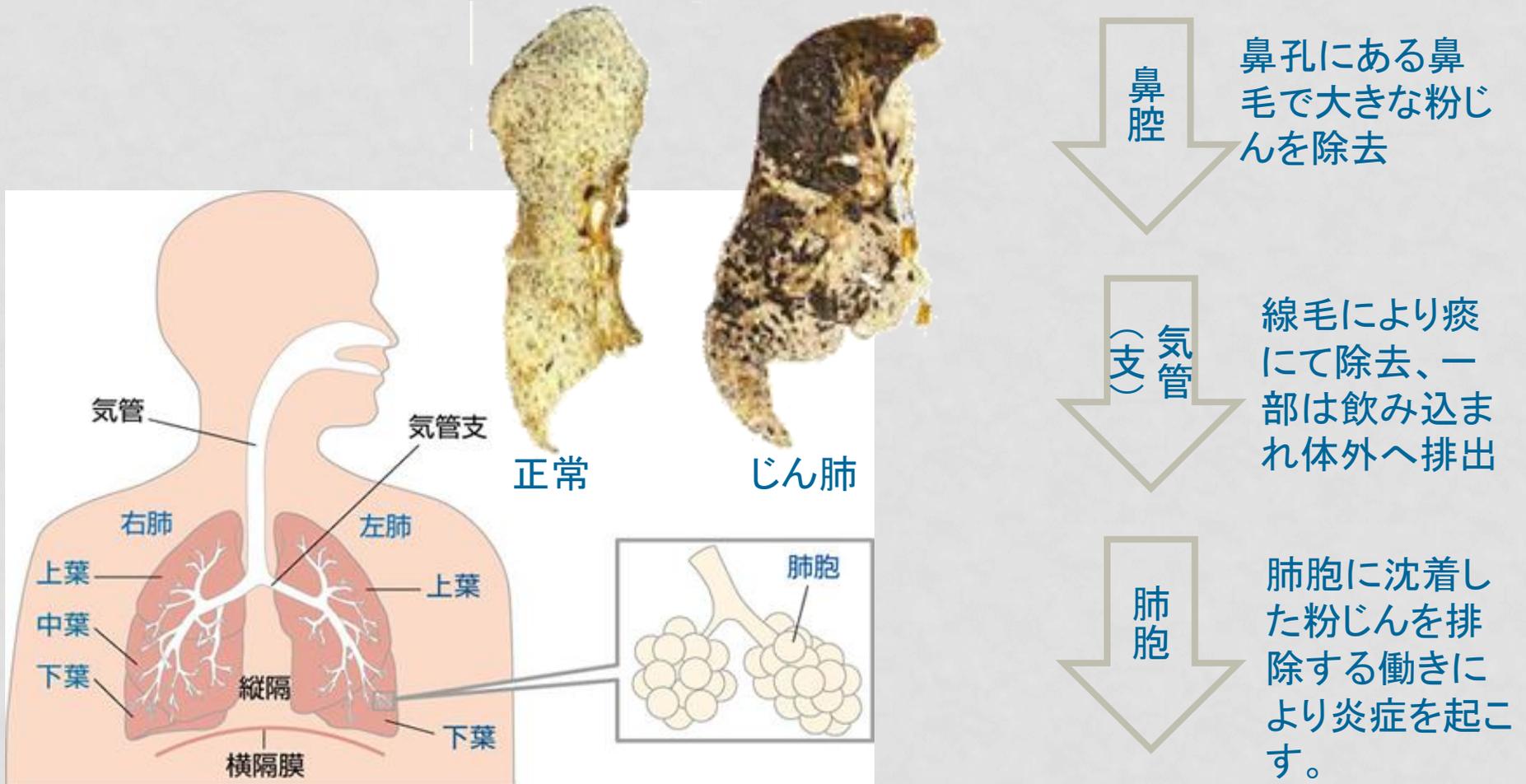


本日の予定

1. じん肺法のあらまし
2. じん肺健康診断の実施項目とじん肺健康診断結果証明書
の記載について
3. 健康管理手帳の申請と労災補償について

1 じん肺法のあらまし

粉じんを吸い込むと . . .



じん肺とは

- 粉じんを長期間吸入することによって、肺に生じた繊維性増殖性の変化を主体とする疾病
- 気管、気管支、細気管支、肺胞、肺血管系の炎症、繊維化、破壊、気腫化などにより種々の程度の肺機能障害が起こる。
- 粉じん吸入を中止した後も、病状は進行して、遂には慢性呼吸不全を来す。
- 現在のところ、破壊された肺を元に戻す有効な治療方法はない。

じん肺健康診断

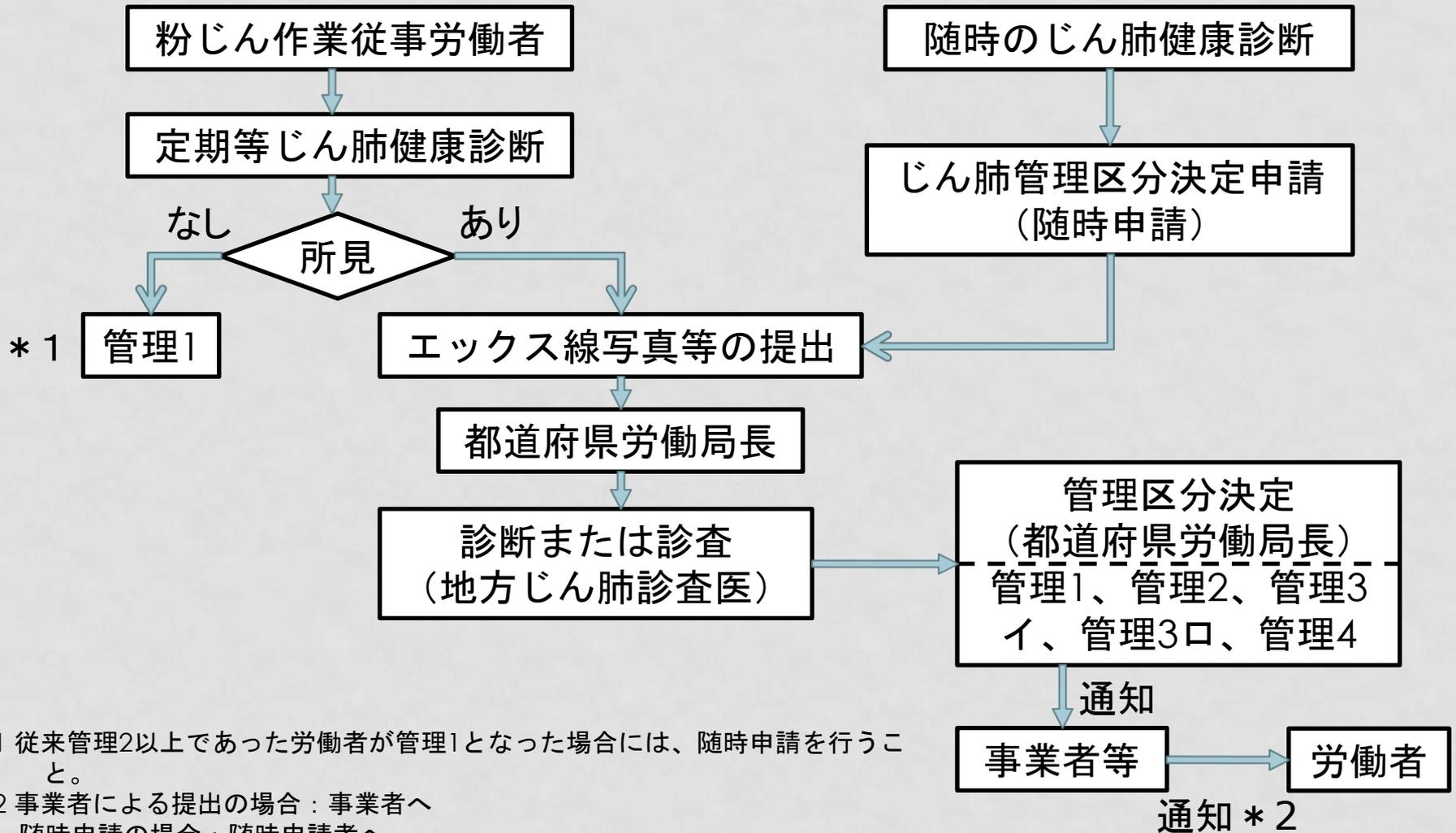
事業者は、粉じん作業、石綿に関連する粉じん作業に従事している労働者又は従事させたことのある労働者に対して、じん肺健康診断（就業時健康診断・定期健康診断・定期外健康診断・離職時健康診断）を実施しなければなりません。

粉じんの作業従事と の関連	じん肺管理区分
常時 粉じん作業に従事	1
	2, 3
過去に 粉じん作業に従事 (今は非粉じん作業)	2
	3



定期健康診断の頻度
3年以内ごとに1回
1年以内ごとに1回
3年以内ごとに1回
1年以内ごとに1回

じん肺管理区分の決定の流れ



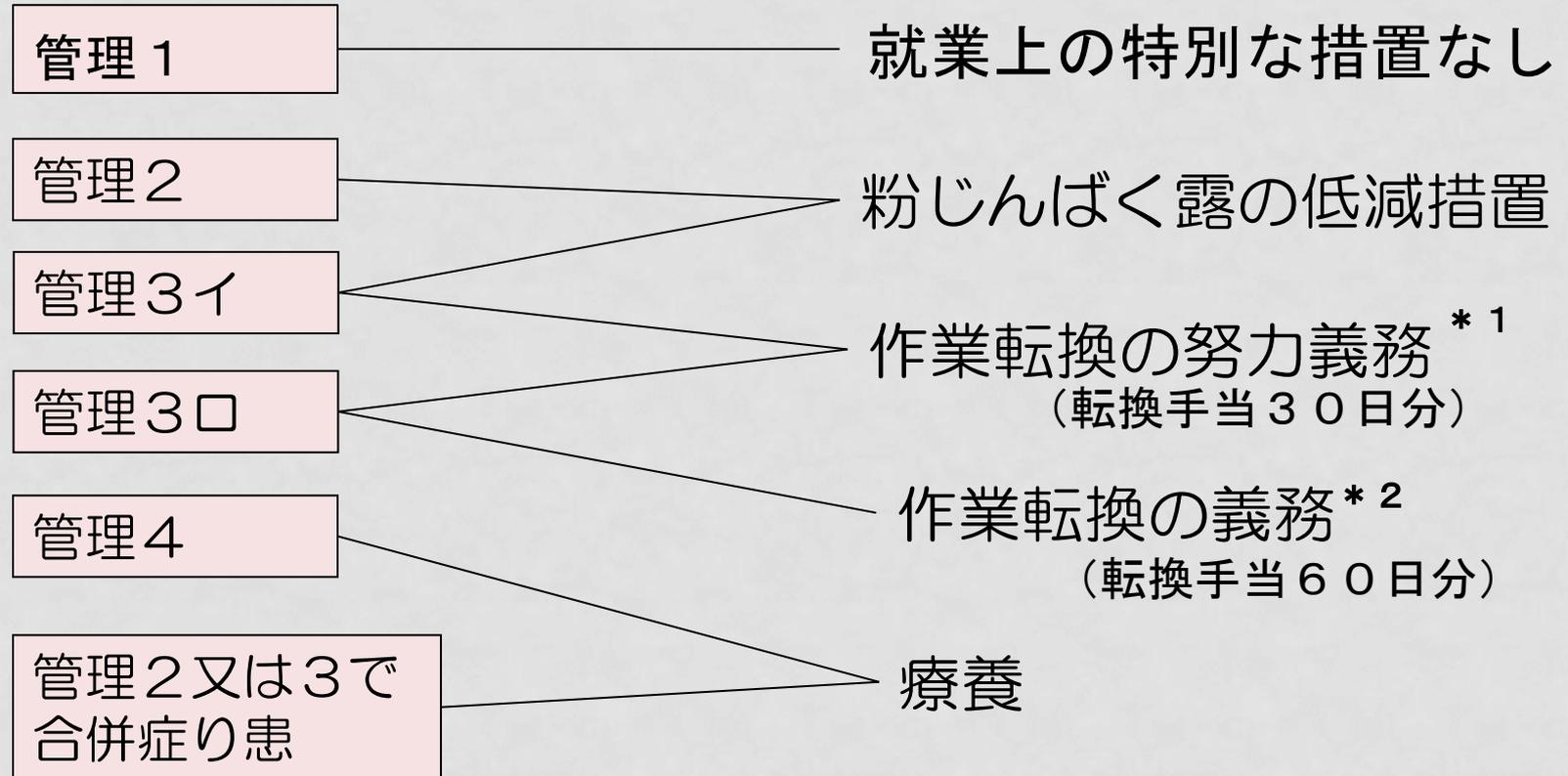
* 1 従来管理2以上であった労働者が管理1となった場合には、随時申請を行うこと。

* 2 事業者による提出の場合：事業者へ
随時申請の場合：随時申請者へ

じん肺管理区分の決定

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理 1	じん肺の 所見がない と認められるもの
管理 2	エックス線写真の像が 第 1 型 で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 イ	エックス線写真の像が 第 2 型 で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 ロ	エックス線写真の像が 第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが 1 側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る） で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4	1) エックス線写真の像が 第 4 型（大陰影の大きさが 1 側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る） と認められるもの 2) エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが 1 側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による 著しい肺機能の障害がある と認められるもの

事業者のとるべき措置

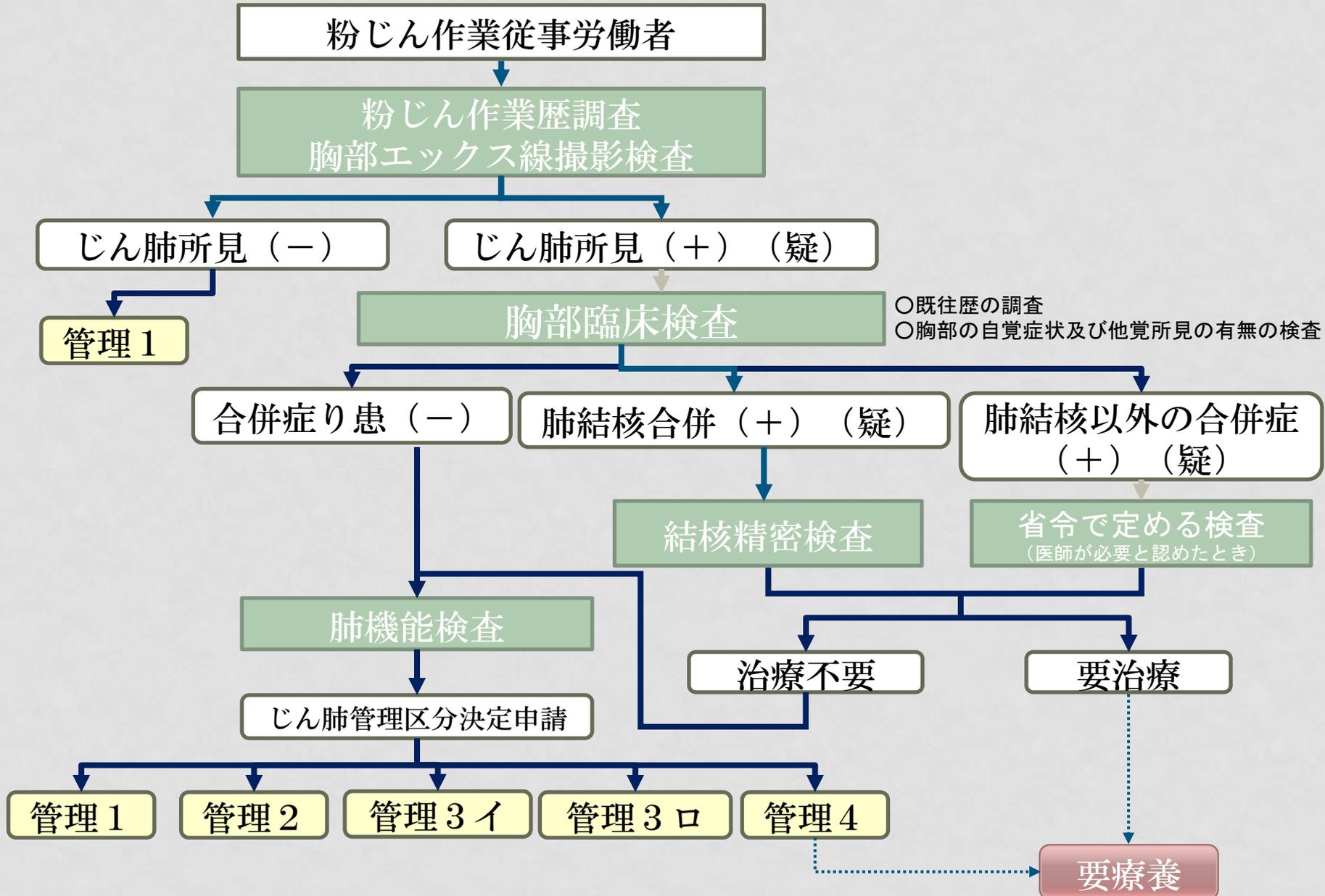


* 1 都道府県労働局長からの勸奨を受けた場合

* 2 都道府県労働局長からの指示を受けた場合

2 じん肺健康診断の流れとじん肺健康 診断結果証明書に記載について

じん肺健康診断（検査の流れ）



粉じん作業についての職歴の調査

じん肺健康診断結果証明書

ふりがな		性別		生年月日				粉じん作業職歴										
氏名		男女		年月日				事業場名及び粉じん作業名		期間		年数						
住所 (変更)		名称		業種		所在地		現在の事業場	事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月			
								現在の事業場	事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月			
事業場		名称		業種		所在地		現在の事業場	事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月			
								現在の事業場	事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月			
じん肺の経過																		
初めてのじん肺有所見の診断																		
年																		
前2回の 決定状況		決定年月	年	月	じん肺管理区分	PR	F	現在の事業場		事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月		
		決定年月	年	月	じん肺管理区分	PR	F			現在の事業場	事業場名 粉じん作業名 (号)	年月	から	年月	まで	年	月	
決定年月	じん肺管理区分	PR	F	決定年月	じん肺管理区分	PR	F	粉じん作業に従事した期間の合計		年		月						
年	月			年	月			現在の事業場	粉じん作業名	期間	年数	累計						
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
年	月			年	月			現在の事業場	(号)	年月	から	年月	まで	年	月			
既往歴																		
肺結核		歳	心臓疾患		その他の胸部疾患		歳		現在の事業場		粉じん作業名		期間		年数		累計	
胸膜炎		歳																
気管支炎		歳	現在の事業場		粉じん作業名		期間		年数		累計							
気管支拡張症		歳																
気管支喘息		歳	現在の事業場		粉じん作業名		期間		年数		累計							
肺気腫		歳																

粉じん作業とは

じん肺法第2条

- 当該作業に労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業

じん肺法施行規則第2条

- じん肺法第2条の粉じん作業は、別表に掲げる作業のいずれかに該当するものとする。

1	<p>鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次に掲げる作業を除く。）</p> <p>イ 郊外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p>
1の2	<p>ずい道等の内部の、ずい道等の建設のうち鉱物等を掘削する場所における作業</p>
2	<p>鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し又は傾けることにより鉱物を積み卸す場所における作業</p>
3	<p>坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業</p>
4	<p>坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p>
5	<p>坑内の鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業</p>
5の2	<p>ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業</p>
5の3	<p>坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p>

6	岩石または鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
7	研磨剤の吹き付けにより研磨し、又は研磨剤を用いて動力により、岩石、鉱石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくは金属を裁断する場所における作業
8	鉱物等、炭素現業又はアルミニウムはくを動力により粉碎し、又はふるい分ける場所における作業。ただし、水又は油の中で動力により粉碎し、又は、ふるい分ける場所における作業を除く。
9	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業
10	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
11	粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用するものを製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業
12	ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水野中で原料を混合する場所における作業を除く。

1 3	<p>陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨剤を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業</p> <p>ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>
1 4	<p>炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>
1 5	<p>砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。</p>
1 6	<p>鋳物等を運搬する船舶の船倉内で鋳物等をかき落とし、又はかき集める作業</p>
1 7	<p>金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鋳物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。</p>
1 8	<p>粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鋳さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業</p>
1 9	<p>耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業</p>

20	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に置いて、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
20の2	金属をアーク溶接する作業
21	金属を溶射する場所における作業
22	染土の付着した藺草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
23	長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業
24	石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

「～する場所における作業」とは

粉じん発生源から発散する粉じんにばく露する範囲内で行われる作業のうち、労働者がじん肺にかかるおそれがあると客観的に認められるすべての作業

粉じんの種類とその影響

強

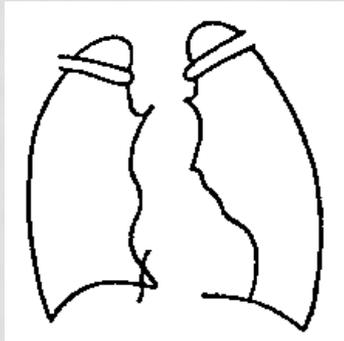
繊維増殖

粉じん	発生職場
珪酸	碎石、炭鉱、ずい道掘削、鋳物製造、セラミック製造、登記製造、金属精錬、研磨、製鉄、セメント製造、機械器具製造、珪酸化学工業、石材加工、反射炉製造、耐火煉瓦製造、シリコン製品製造、ガラス製品製造
石綿	石綿加工、石綿吹き付け、石綿解体、造船、発電所建設
タルク	滑石粉碎、絵の具製図、セラミック製造、屋根材料製造、医薬品製造
カオリン	乾燥カオリンの粉碎・袋詰め
ろう石	るつぼ製造、グラスファイバー製造、タイル・陶磁器の原料調合、耐火材製造
アルミニウム	アルミニウム粉末製造
アルミナ	ボーキサイト製造
珪藻土	珪藻土採掘・粉碎、建材製造、絶縁材製造、断熱材製造、フィルター製造
石炭	炭鉱の採炭、選炭、石炭の粉碎
黒鉛	黒鉛製錬、電極製造、鉛筆製造、鋳造材料調合、潤滑剤製造
炭素	製墨、カーボンブラック製造
活性炭	脱臭剤製造、吸着材製造
酸化鉄	溶接、アーク溶接、グラインダー作業、研磨作業、製鋼
赤鉄鉱	赤鉄鉱採鉱

胸部エックス線撮影検査

直接撮影による胸部全域のエックス線写真

エックス線写真による検査



4. エックス線写真の像

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	/	p q r
不整形陰影	/	

1. 撮影年月日 年 月 日

2. 写真番号

3. 撮影条件 KV

mAs

増感紙

ロ. 大陰影の区分 (A B C)

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)

年 月 日 医療機関の名称及び所在地

医師氏名



じん肺健康診断結果証明書（下部）

【エックス線写真による検査】

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	/	p q r
不整形陰影	/	

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が 少数 あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が 多数 あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が 極めて多数 あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第4型	じん肺による 大陰影 があると認められるもの

じん肺健康診断結果証明書（下部）

【エックス線写真による検査】

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

0/-	正常構造が特によくみえるもの	第1型	第2型	第3型
0/0	じん肺の陰影が認められないもの			
0/1	じん肺の陰影は認められるが、第1型と判定するに至らないもの			
1/0	第1型と判定するが、標準X線フィルムの第1型に至っているとは認められないもの			
1/1	<u>標準X線フィルム</u> の 第1型 におおむね一致すると判定されるもの			
1/2	第1型と判定するが、標準X線フィルムの第1型よりは数が多いと認められるもの			
2/1	第2型と判定するが、標準X線フィルムの第2型よりは数が少ないと認められるもの			
2/2	<u>標準X線フィルム</u> の 第2型 におおむね一致すると判定されるもの			
2/3	第2型と判定するが、標準X線フィルムの第2型よりは数が多いと認められるもの			
3/2	第3型と判定するが、標準X線フィルムの第3型よりは数が少ないと認められるもの			
3/3	<u>標準X線フィルム</u> の 第3型 におおむね一致すると判定されるもの			
3/+	第3型と判定するが、標準X線フィルムの第3型よりは数が多いと認められるもの			

じん肺健康診断結果証明書（下部）

【エックス線写真による検査】

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	/	p q r
不整形陰影	/	

粒状影のタイプ

p	直径 1.5 mm までのもの
q	直径 1.5 mm を超えて 3 mm までのもの
r	直径 3 mm を超えて 10 mm までのもの

じん肺健康診断結果証明書（下部）

【エックス線写真による検査】

ロ. 大陰影の区分 (A B C)

1つの陰影の長径が1cmを超えるものが大陰影

A	陰影が1つの場合には、その最大径が1cmを超え5cmまでのもの。数個の場合には、個々の影が1cm以上で、その最大径の和が5cmを超えないもの
B	陰影が1つ又はそれ以上で、Aを超えており、その面積の和が1側肺野の $1/3$ （右上肺野相当域）を超えないもの
C	陰影が1つ又はそれ以上で、その面積の和が1側肺野の $1/3$ （右上肺野相当域）を超えているもの

じん肺健康診断結果証明書（下部）

【エックス線写真による検査】

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)

pl	胸膜肥厚等の胸膜の変化（石灰化像を除く）
plc	胸膜石灰化像
co	心臓の大きさ、形状の異常
bu	ブラ（のう胞）
ca	肺又は胸膜のがん
cv	空洞
em	著明な肺気腫
es	肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着
px	気胸
tb	肺結核

エックス線写真の提出にあたっての注意事項

- ◆ エックス線写真（胸部全域直接撮影によるもの） フィルムに限る。
- ◆ じん肺健康診断結果証明書（様式3号）のエックス線写真による検査の欄に、撮影年月日等及び医師の印が押印されていること
 - 上記撮影年月日のエックス線写真を貸し出して下さい。
 - （注）提出願うエックス線写真は（原本）を推奨します。
 - CR写真及びDR（FPD）写真の場合はフルサイズでかつ、縮率は100%でお願いします。
 - CR写真は撮影条件等が規定されておりますので、別紙の「CR写真撮影条件等について」の書面が必要です）
 - DR（FPD）は撮像表示条件が規定されておりますので、別紙の「撮像表示条件確認表」の書面が必要です。

撮像表示条件等について

CR写真撮影条件等について

平成 年 月 日撮影の _____ に係るCR写真については、次の条件にて撮影・画像処理しました。

		受付条件		撮影・画像処理条件	
撮 影 条 件					
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離[cm]	180~200			
装置等	(1)グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1			
	(2)空間分解能(画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度			
	中央陰影の濃度	0.15~0.25程度			
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス(なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度			
そ の 他					
富士写真フィルム株式会社	回転量(GA)	0.9~1.0			
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度(RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク(RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
マスキング	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.1			
	Low Density Boost	0.00~0.05			
	※	(1)	(2)	(3)	(4)
ケアSTREAMヘルス株式会社	Brightness	6	6	6	7
	Latitude	-4	-4	-6	-5
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6

※①~④いづれかの条件を満たす必要がある。例えば①の条件で提出した場合、Brightness 6 Latitude 4 Detail Contrast 7である必要がある。

以上の撮影条件・画像処理条件等で処理していることに相違ありません。

医療機関名又は医師名

印

DR(FPD)撮像表示条件等について

平成 年 月 日撮影の _____ に係るDR(FPD)写真については、次の条件にて撮影・画像処理しました。

撮影条件		審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	---	110~140 [kV]	---
焦点被写体間距離	---	180~200 [cm]	---
出力サイズ	---	ライブサイズ(半切または大角フィルム)	---
撮影倍率	---	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	---
撮影条件表示	---	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	---
グリッド	---	固定しない(じん肺診察ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	---
空間分解能	---	固定しない	---
画像処理条件(一般的表記)		審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	---	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	---
周波数処理	---	マルチ周波数等処理を行わないこと	---
メーカー毎画像処理条件(50音種)			
メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
キヤノン①	E	*あるいは1	---
	D	*****	---
	対応濃度(GCSに続く数値)	17~20	---
	コントラスト(上記に続く数値)	14~17	---
	強調度	OFF	---

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フィルム③	GA(回転量)	0.9~1.0	---
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	---
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	---
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.3	---
	CRF(直接変換型のみに適用)	F	---
	DRN/MDR	2/A	---
	DRT/MDT	B	---
ダイトマイテック	GS	-2~0	---
	GR	-4~-1	---
	E	0~2 (0は表示無し)	---
	DL	0.500.800 (0は表示無し)	---
ティーアンドエス	S(シャープネス)	-1~0	---
	C(コントラスト)	0	---
	B(ブライトネス)	-1~0	---

以上の画像表示条件で処理していることに相違ありません。

医療機関名又は医師名

印

参 考

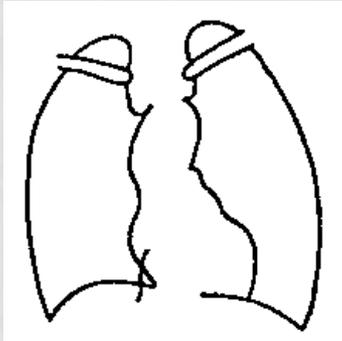
- 現在、「じん肺診査ハンドブック」、「じん肺標準フィルム」は販売されていません。
- 「じん肺診査ハンドブック」の写し（一部抜粋）は、前もって医療機関の所轄の都道府県労働局健康課又は健康安全課に連絡をいただければお渡しします。
- 「じん肺標準フィルム」は数が少ない等により都道府県労働局によりお貸しできない場合がありますので前もって医療機関の所轄の都道府県労働局健康課又は健康安全課に連絡をし、相談してください。
- 「じん肺標準エックス線写真集」電子媒体版（DVD-ROM）はお貸しします。（前もって医療機関の所轄の都道府県労働局健康課又は健康安全課に連絡をし、相談してください。）

0/- 0/0 0/1 以外であれば
「じん肺所見あり」



胸部臨床検査へ

エックス線写真による検査



4. エックス線写真

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	/	p q r
不整形陰影	/	

1. 撮影年月日 年 月 日

2. 写真番号

3. 撮影条件

KV

mAs

増感紙

ロ. 大陰影の区分 (A B C)

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)

年 月 日 医療機関の名称及び所在地

医師氏名



胸部臨床検査

粉じん作業従事労働者

- ① 粉じん作業歴調査
- ② 胸部エックス線撮影検査
(CR・DR (FPD) 写真の場合は、撮影・画像処理条件あり)

じん肺所見 (-)

じん肺所見 (+) (疑)

胸部臨床検査

- ① 既往歴の調査
- ② 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の調査

合併症り患 (-)

合併症り患 (+) (疑)

②へ

①へ

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書

氏名	性別	生年月日
住所	男 女	年 月 日
事業場	業 種	
事業場名称	所在地	
じん肺の経過		
初めてのじん肺有所見の診断 年		
前2回の決定状況	決定年月	じん肺管理区分 PR F
	決定年月	じん肺管理区分 PR F
決定年月	じん肺管理区分	PR F
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

事業場名及び粉じん作業名	期 間	年 数
現在の事業場		
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月
事業場名 (号)	年 月 から 年 月 まで	年 月

粉じん作業に従事した期間の合計		年 月
粉じん作業名	期 間	年 数 累 計
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月
(号)	年 月 から 年 月 まで	年 月 年 月

既往歴		歳
肺結核	心臓疾患	
胸膜炎		歳
気管支炎	その他の胸部疾患	
気管支拡張症		歳
気管支喘息		歳
その他		歳

エックス線写真による検査		
4. エックス線写真の像		
イ. 小陰影の区分(0/-0/0/11/01/11/2/2/12/2/2/3/3/2/3/3/+)		
像	区分	タイプ
粒状影	/	pqr
不整形陰影	/	
ロ. 大陰影の区分(A B C)		
ハ. 付加記載事項(p1 pl cl co bu ca cv em es px tb)		
年 月 日	医療機関の名称及び所在地	

肺機能検査	
1. 身長	m 年齢満 歳
2. 1秒量予測値	ℓ 3. 肺活量予測値 ℓ
検査年月日	年 月 日
肺活量	ℓ
努力肺活量	ℓ
1秒量	ℓ
1秒率	□□.□ % □□.□ %
% 1秒量	□□□.□ % □□□.□ %
% 肺活量	□□□.□ % □□□.□ %
検査年月日	年 月 日
採血の部位	分 分
採血から分析終了までの時間	Torr Torr
酸素分圧	Torr Torr
炭酸ガス分圧	Torr Torr
肺動脈血酸素分圧較差	□□.□□ Torr □□.□□ Torr
判定 F(- + ++)	医療機関の名称及び所在地
年 月 日	医師氏名

胸部に関する臨床検査		年 月 日
検査年月日	年 月 日	医療機関の名称及び所在地
呼吸困難 I II III IV	チアノーゼ + -	
せき + -	他 ばら指指 + -	
たん + -	他 副雑音 + - (部位)	
自覚症状	心悸五臓	医師氏名
その他	その他	
喫煙歴	なし、やめた、吸っている	
	()本/日×()年(~)歳	

既往歴の調査

既往歴					
肺	結	核	歳	心臓疾患	歳
胸	膜	炎	歳		
気	管	支	炎	その他の胸部疾患	歳
気	管	支	拡張症		
気	管	支	喘息		
肺	気	腫	歳		

- ◆ 粉じん作業に従事する以前の既往であっても、り患時の年齢を記入する。
(再発の場合は、再発と診断された時の年齢)
- ◆ 気管支炎には、せき、たんが持続するものを指し、いわゆる「急性気管支炎」は含めない。
- ◆ 「気管支喘息」は、はじめてり患していると診断された時の年齢を記入するが、乳幼児のものは含めない。
- ◆ 「心臓疾患」については、具体的な疾患名がわかる場合はその疾患名を、「その他の胸部疾患」については、具体的な疾患名を記入する。

胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の調査

必ず該当する箇所に○をつけること

胸部に関する臨床検査				年 月 日		医療機関の名称 及び所在地
検査年月日		年 月 日				
自覚症状	呼吸困難	I II III IV V		チアノーゼ	+	-
	せき	+	-	他 ばち状指	+	-
	たん	+	-	他 副雑音	+ - (部位)	
	きこう 心悸亢進	+	-			
	その他			他 副雑音		
その他			他 その他			
喫煙歴	なし、やめた、吸っている ()本/日×()年 (~)歳					医師氏名

- 必ず呼吸困難の判定を記載してください
- 自覚症状の調査は通常、聴取りにより行いますが、問診票を用いると比較的的確な判断が可能です。

(参 考)

問診票

記入年月日 平成 年 月 日

氏名 生年月日 明治 大正 昭和 年 月 日 (歳)

1 次の病気にかかったり、かかっていると言われたことがありますか？ (はい、いいえのいずれかの□にV印をつけて下さい。)

- | | | |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| ① 肺結核 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 胸膜炎 (ろく膜炎) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 慢性の気管支炎 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 気管支拡張症 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 気管支喘息 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 肺気腫 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 心臓の病気 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ その他の胸部の病気 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

2 「呼吸困難 (息切れ)」について次の質問の「感じる」「感じない」のいずれかの□にV印をつけて、「感じる」と答えた人は次の質問に移って下さい。

階段をのぼったり、ゆるやかな坂をのぼる時に息切れを感じますか？ 感じる 感じない (ここで終わり)

その程度はどの程度ですか？ 矢印に従って答えて下さい。(「ここで終わり」になる人は次の質問に進まなくて結構です。)

①息切れを感じないで同年齢の健康な人と同じように仕事をしたり、坂や階段を登れますか？ できる できない (ここで終わり)

②同年齢の健康な人と同じように息切れを感じないで平らなところを歩くことができますか？ 歩ける 歩けない (ここで終わり)

③平らなところを自分のペースでなら1キロメートル以上休まず続けて歩くことができますか？ 歩ける 歩けない (ここで終わり)

④息切れのために途中で休まないと平らなところを50m以上歩けませんか？ 歩ける 歩けない (ここで終わり)

⑤話をしたり、衣服を脱ぐのにも息切れがし、息切れのために外出することができませんか？ できる できない

3 「せき」についての次の質問のはい、いいえのいずれかの□にV印をつけて下さい。(「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。)

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| ①冬に、朝起きると、いつも、すぐせきがでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②そのようなせきは週5日以上できますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③冬に昼間や夜、よくせきがでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④そのようなせきは1日7回以上、週5日以上でますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤このようなせきは、年に3か月以上続けて毎日のようにでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

4 「たん」についての次の質問のはい、いいえのいずれかの□にV印をつけて下さい。(「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。)

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| ①冬に、朝起きると、いつもすぐ、たんがでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②その様なたんは週5日以上でますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③冬に昼間や夜、よくたんがでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④そのようなたんは1日2回以上、週5日以上でますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤このようなたんは、年に3か月以上続けて、毎日のようにでますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

5 どうきについての次の質問のはい、いいえのいずれかの□にV印をつけて下さい。最近歩いたりするとどうきがしますか？ はい いいえ

6 喫煙について次の質問の①と②についてははい、いいえのいずれかの□にV印をつけて下さい。(「はい」の場合には矢印に従って次の質問に移って下さい。)

- | | | |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | はい | いいえ |
| ①今までにたばこを吸ったことがありますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②現在たばこを吸っていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③何歳の頃から吸いはじめましたか？ () 歳頃から | | |
| ④1日何本くらい吸いますか？ | | |
| 10本未満 | <input type="checkbox"/> | |
| 10本~19本 | <input type="checkbox"/> | |
| 20本以上 | <input type="checkbox"/> | |

呼吸困難の分類

呼吸困難度	Hugh-Jonesの分類	問診票による分類
第Ⅰ度	同年齢の健康者と同様に仕事ができ、歩行、登山あるいは階段の昇降も健康者と同様に可能である。	「息切れを感じない」又は、①に「できる」
第Ⅱ度	同年齢の健康者と同様に歩くことに支障ないが、坂や階段は同様に昇れない者	①に「できない」、②に「歩ける」
第Ⅲ度	平地でも健康者なみに歩くことができないが、自己のペースでなら1km以上歩ける者	②に「歩けない」、③に「歩ける」又は③に「歩けない」、④に「歩ける」
第Ⅳ度	50m以上歩くのに一休みしなければ歩けない者	④に「歩けない」、⑤に「できる」
第Ⅴ度	話したり、着物を脱ぐのにも息切れがして、そのため屋外にでられない者	⑤に「できない」

じん肺健康診断結果証明書（様式3号）の記載について

胸部に関する臨床検査					年 月 日		
検査年月日			年 月 日			医療機関の名称 及び所在地	
自 覚 症 状	呼吸困難	I II III IV V	他 覚 所 見	チアノーゼ	+	-	医師氏名
	せき	+ -		ばち状指	+	-	
	たん	+ -		副雑音	+ - (部位)		
	心悸亢進 <small>きこう</small>	+ -		その他			
	その他						
喫煙歴		なし、やめた、吸っている ()本/日×()年 (~)歳			(印)		

- 「せき」及び「たん」の欄の（+、-）については、問診票の“せき”、“たん”が「1年のうち3ヶ月以上続けて毎日のようにせきとたんがある」と答えた場合“+”、それ以外の場合“-”に○をつける。
- 「心悸亢進」の欄の（+、-）については、問診票の“どうき”の問診に“はい”と答えた場合は“+”、“いいえ”と答えた場合は“-”に○をつける。
- 上記以外の胸部の訴えがある場合には、「その他」の欄に具体的に記入する。

じん肺健康診断結果証明書（様式3号）の記載について

胸部に関する臨床検査		年 月 日		医療機関の名称 及び所在地	
検査年月日		年 月 日		医師氏名	
自覚 症状	呼吸困難	I II III IV V	他 覚 所 見	チアノーゼ	+ -
	せき	+ -		ばち状指	+ -
	たん	+ -		副雑音	+ - (部位)
	心悸亢進 <small>きこう</small>	+ -		その他	
	その他				
喫煙歴	なし、やめた、吸っている ()本/日×()年 (~)歳			(印)	

- 「チアノーゼ」及び「ばち状指」の欄には、各々その所見が認められる場合には“+”を○で囲む
- 「複雑音」の欄には、ラ音等の複雑音が聴取される場合には“+”を○で囲み、聴取される部位を()に記載する
- 上記以外の所見が認められる場合には、「その他」の欄に具体的に記入する。

①

肺結核合併症（+）（疑）

合併症り患（+）（疑）

肺結核以外の合併症（+）（疑）

- 結核精密検査**
- ① 結核菌検査
 - ② エックス線特殊撮影による検査
 - ③ 赤血球沈降速度検査
 - ④ ツベルクリン反応検査

- 省令で定める検査**
(医師が必要と認めたとき)
- ① 結核菌検査
 - ② たんに関する検査
 - ③ エックス線特殊撮影による検査

治療不要

治療要

ただし、過去に管理区分2以上を受けていない労働者の場合

②へ

大 煙 歴 () 本/日 × () 年 (~) 歳

合併症に関する検査		印		
検査年月日	年月日	結核菌	たん	医師
自覚症状		塗抹 + -	塗抹 + -	
		培養 + -	培養 + -	
結核菌	撮影法 ()	年月日	年月日	
エックス線特殊撮影	所見	量	ml	
		性状		
		年月日(初日)	年月日	
		所見		
		年月日	年月日	
		撮影法	らせんCT、その他()	
		所見		
赤血球沈降速度	1時間値	その他の所見		
	2時間値			
ツベルクリン反応	mm × mm			
判定	年月日	医療機関の名称及び所在地		医師
		医師氏名		印

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した枠欄の記入を要しないこと。

合併症とは

じん肺法第2条第1項第2号

じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう

じん肺法施行規則第1条

じん肺法第2条第1項第2号の合併症は、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。

- 1 肺結核
- 2 結核性胸膜炎
- 3 続発性気管支炎
- 4 続発性気管支拡張症
- 5 続発性気胸
- 6 原発性肺がん

合併症	病状	合併症に関する検査を必要とする者
肺結核	結核の病変があるもののうち医学的に治療を要すると判断されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線写真でじん肺の陰影以外の異常陰影がある 持続する微熱、盗汗等の症状 聴診により呼吸音に異常音
結核性胸膜炎	結核菌によって引き起こされた胸膜炎をいい、肺野に明らかな結核病巣がない場合であっても起こることがある	<ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線写真で肋横膜に変化を認め、自覚症状で胸痛や発熱等を認めた場合
続発性気管支炎	1年のうち3ヶ月以上毎日のようにせきとたんがあり、かつ、たんの量が多く、たんが膿性である疾病	<ul style="list-style-type: none"> 自覚症状の調査で「1年のうち3ヶ月以上毎日のようにせきとたんがある」と認められた場合
続発性気管支拡張症	気管支の拡張が存在しており、かつ、たんの量が多く、たんが膿性である疾病	<ul style="list-style-type: none"> 自覚症状の調査で、多量のたんの喀出が続き、ときに血痰もある者 他覚所見の検査で副雑音が聴取された場合
続発性気胸	外傷や腫瘍等の原因によることが明らかである者以外の気胸	<ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線写真像で気胸が確認された場合
原発性肺がん	肺、気管、気管支の上皮細胞から発生する悪性腫瘍	<ul style="list-style-type: none"> 原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者

合併症に関する検査

せき、たん、胸痛、発熱等の自覚症状を具体的に記載

合併症に関する検査					
検査年月日	年	月	日		
自覚症状					
結核菌	塗抹	+	-		
	培養	+	-		
結核精密検査	撮影法 ()	所見	肺結核以外の合併症に関する検査		
				結核菌	年月日
	たん	量		ml	ml
	性状				
エックス線特殊撮影	所見	年月日(初日)	年月日		
		所見			
エックス線特殊撮影	所見	年月日	年月日		
		撮影法	らせんCT、その他()		
赤血球沈降速度	1時間値	mm	その他の所見		
	2時間値	mm			
ツベルクリン反応	mm ×	mm			
判定	年	月	日		
			医療機関の名称及び所在地		
			医師氏名		

- ①検査の結果り患していると認められる疾患名を記載する。
- ②り患していると認められる疾患の状態が「合併症に関する検査」の項で述べた要療養の判定基準に合致していると認められるときは、「要療養」と記載する。

結核精密検査

(医師が必要でないとする検査は省略可)

1. 結核菌検査
2. エックス線特殊撮影による検査
3. 赤血球沈降速度検査
4. ツベルクリン反応検査

- ① 「結核菌」の欄の+、-は、塗抹検査又は培養検査で菌陽性の場合には“+”を、菌陰性の場合には“-”を○でかこむ。
- ② 「エックス線特殊撮影」の欄には、撮影法と所見の概略を記入する。

結核菌	塗抹 ^{まっ}	+	-
	培養	+	-
エックス線特殊撮影	撮影法 ()		
	所見		
赤血球沈降速度	1時間値	mm	
	2時間値	mm	
ツベルクリン反応		mm ×	mm

肺結核以外の合併症に関する検査

続発性胸膜炎

● たん又は胸腔滲出液の菌検査

- 胸部エックス線写真像で初期の滲出液の陰影が認められ、たん又は滲出液中に結核菌がある。
- 滲出性の陰影が両側の場合、胸膜に接した肺野に小さい病巣がある。



要治療

肺結核以外の合併症に関する検査	結核菌	たん	塗抹 培養	+	-	しん 滲出液	塗抹 培養	+	-
	たん	年月日	年	月	日	年	月	日	
		量	ml			ml			
		性状							
	たん 喀痰	年月日(初日)	年	月	日				
	細胞診	所見							
	エックス線 特殊撮影	年月日	年	月	日				
		撮影法	らせんCT、その他()						
		所見							

続発性気管支炎

- 主に、たんについてその量、性状等について検査する。

- ① 「たん」の欄の量については、実測値を記入し、性状については、M₁、M₂、P₁、P₂、P₃ のいずれかを記号で記入する。

検査結果の判定（たんの量）

区分0	0
区分1	3m l 未満
区分2	3m l 以上10m l 未満
区分3	10m l 以上

肺結核以外の合併症に関する検査	結核菌	たん	塗抹 + -	しん 滲出液	塗抹 + -
			培養 + -		培養 + -
	たん	年月日	年月日	年月日	年月日
		量	ml	ml	ml
		性状			
	かくたん 喀痰	年月日(初日)	年月日	年月日	年月日
	細胞診	所見			
	エックス線 特殊撮影	年月日	年月日	年月日	年月日
		撮影法	らせんCT、その他()		
		所見			

- ② たんの性状については、その性状を調べ、Miller と Jones の分類を参考に次のように区分する。

M ₁	膿を含まない純粘液たん
M ₂	多少膿性の感のある粘性たん
P ₁	粘膿性たん1度（膿がたんの1/3以下）
P ₂	粘膿性たん2度（膿がたんの1/3～2/3）
P ₃	粘膿性たん3度（膿がたんの2/3以上）

たんの量の「区分が2」（3m l 以上）以上
かつ、たんの性状の区分がP₁～P₃

要治療

続発性気管支拡張症

- エックス線特殊撮影による検査
気管支造影法、断層撮影
- たんに関する検査

- エックス線撮影検査で気管支の陰影がのう状、円柱状、瘤状、珠数状に拡張している
- たんの量の区分が2以上、たんの性状の区分がP 1～P 3

要治療

続発性気胸

- 背復位の胸部エックス線直接撮影検査により確認し得ない場合には、側位又は斜位のエックス線写真検査を行う

気胸が認められた者

要治療

じん肺健康診断（肺がんに関する検査）

【じん肺の所見がある者】

- ◆管理2又は管理3の粉じん作業従事者
- ◆管理3の過去粉じん作業従事者

1年に1回

定期のじん肺健康診断

原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断

様式3号に記載
（「じん肺健康診断結果証明書」の医師意見欄に記載）

じん肺法第12条による
管理区分決定申請
（エックス線写真提出書）

- ◆管理2の過去粉じん作業従事者
（現在は非粉じん作業に従事）

3年に1回

安衛法の定期健康診断

原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者

定期外のじん肺健康診断

←医師が必要と認めたとき→ 痰とX線特殊撮影のみ

肺がんに関する検査実施
○胸部らせんCT検査
○喀痰細胞診

管理区分決定申請は不要

あいだの2年

原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断

定期健康診断
個人票に記載

じん肺則10条2項により

②

合併症り患

(一)

肺機能検査 (注)

- ① スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査 (第一次検査)
- ② 動脈血ガスを分析する検査 (第二次検査)

都道府県労働局長が命ずる検査

- ① 肺気量測定検査
- ② 換気力学検査
- ③ ガス交換機能検査
- ④ 負荷による肺機能検査
- ⑤ 心電計による検査

じん肺管理区分決定

①

合併症り患 (+) (疑)

治療要

治療不要

ただし、過去に管理区分2以上を受けていない労働者の場合

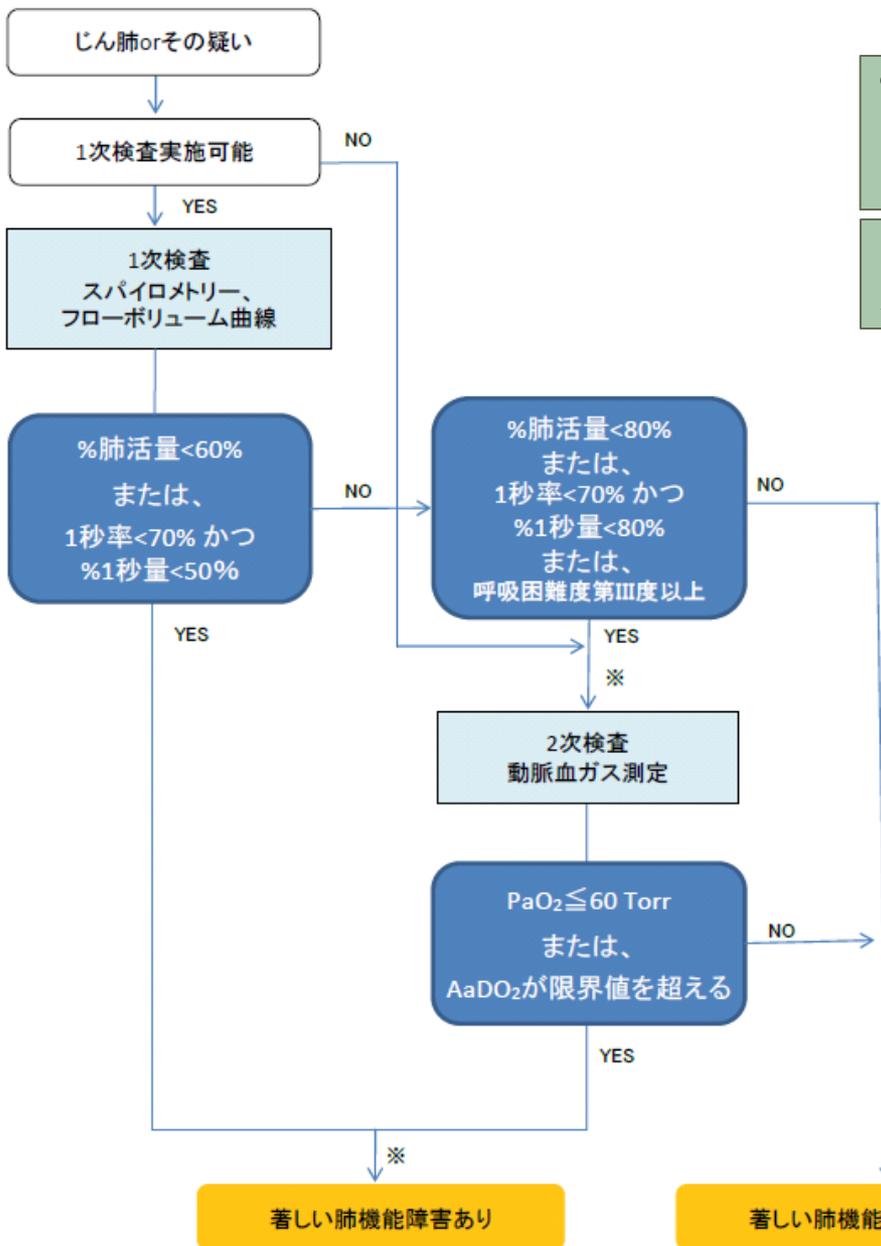
肺機能検査								
1.身	長	<input type="text"/>	m	年齢満	<input type="text"/>	歳		
2.1秒量予測値	<input type="text"/>	l	3.肺活量予測値	<input type="text"/>	l			
第一次検査	検査年月日	年	月	日	年	月	日	
	肺活量			l			l	
	努力肺活量			l			l	
	1秒量			l			l	
	1秒率			□□.□	%		□□.□	%
	%1秒量			□□□.□	%		□□□.□	%
第二次検査	%肺活量			□□□.□	%		□□□.□	%
	検査年月日	年	月	日	年	月	日	
	採血の部位							
	採血から分析終了までの時間			分			分	
	酸素分圧			Torr			Torr	
	炭酸ガス分圧			Torr			Torr	
肺胞気動脈血酸素分圧較差			□□.□□	Torr		□□.□□	Torr	
判定	F(- + ++)	医療機関の名称及び所在地						
	年	月	日	医師氏名				

(注)平成22年6月28日 基発0628第6号
 じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について

肺機能検査

エックス線写真の診断が「4 C」又は合併症有り」という医師の診断では本検査は不要ですが、じん肺診査医の判定結果が「4 B」、「4 A」、あるいは「合併症がない」と判定される場合もありますので実施しておいてください。

【肺機能検査】



$$\%肺活量 = \frac{\text{肺活量}}{\text{肺活量予測値}} \times 100$$

$$1秒率 = \frac{1秒量}{\text{努力肺活量}} \times 100$$

$$\%1秒量 = \frac{1秒量}{1秒量予測値} \times 100$$

PaO₂: 動脈血酸素分圧

AaDO₂: 肺泡気・動脈血酸素分圧較差

- %肺活量 (%VC)
2001年日本呼吸器学会の予測式による肺活量の正常予測値を用いて判定を行います。
(予測式) 男性: $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)
女性: $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)
- 1秒率(FEV_{1.0})
従来の限界値ではなく、70%未満が判定基準になります。
- %1秒量(%FEV_{1.0})
2001年日本呼吸器学会の予測式による1秒量の正常予測値を用いて判定を行います。
(予測式) 男性: $0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)
女性: $0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)
- 酸素分圧 (PaO₂)
60 Torr 以下が判定基準になります。
- 肺泡気動脈血酸素分圧較差 (AaDO₂)
従来の限界値が判定基準になります。

著しい肺機能障害があると判定する限界値 (A a D O₂)

年齢 (歳)	限界値 (Torr)	年齢 (歳)	限界値 (Torr)	年齢 (歳)	限界値 (Torr)	年齢 (歳)	限界値 (Torr)
2 1	28.21	3 6	31.36	5 1	34.51	6 6	37.66
2 2	28.42	3 7	31.57	5 2	34.72	6 7	37.87
2 3	28.63	3 8	31.78	5 3	34.93	6 8	38.08
2 4	28.84	3 9	31.99	5 4	35.14	6 9	38.29
2 5	29.05	4 0	32.20	5 5	35.35	7 0	38.50
2 6	29.26	4 1	32.41	5 6	35.56	7 1	38.71
2 7	29.47	4 2	32.62	5 7	35.77	7 2	38.92
2 8	29.68	4 3	32.83	5 8	35.98	7 3	39.13
2 9	29.89	4 4	33.04	5 9	36.19	7 4	39.34
3 0	30.10	4 5	33.25	6 0	36.40	7 5	39.55
3 1	30.31	4 6	33.46	6 1	36.61	7 6	39.76
3 2	30.52	4 7	33.67	6 2	36.82	7 7	39.97
3 3	30.73	4 8	33.88	6 3	37.03	7 8	40.18
3 4	30.94	4 9	34.09	6 4	37.24	7 9	40.39
3 5	31.15	5 0	34.30	6 5	37.45	8 0	40.60

一次検査

- スパイロメトリーによる検査
- フローボリューム曲線による検査

* エックス線写真にブラがあり、自覚症状、他覚所見から実施困難と認められる者については、動脈血ガスを分析する検査でも可

二次検査

- 動脈血ガスを分析する検査

* 原則として、上腕動脈又は股動脈の動脈血を用いて酸素分圧及び炭酸ガス分圧を測定するが、耳朶血を採血し、著しい肺機能障害がないことが明らか（80 Torr以上）である場合は、上腕動脈又は股動脈の動脈血の採血を省略しても差し支えない。

じん肺健康診断結果証明（様式3号）の記載について

小数点第2位まで記入

肺機能検査			
1. 身長	<input type="text"/>	m	年齢満 <input type="text"/> 歳
2. 1秒量予測値	<input type="text"/>	ℓ	3. 肺活量予測値 <input type="text"/> ℓ
第一次検査	検査年月日	年 月 日	年 月 日
	肺活量	<input type="text"/>	ℓ
	努力肺活量	<input type="text"/>	ℓ
	1秒量	<input type="text"/>	ℓ
	1秒率	<input type="text"/> . <input type="text"/> %	<input type="text"/> . <input type="text"/> %
	% 1秒量	<input type="text"/> . <input type="text"/> %	<input type="text"/> . <input type="text"/> %
第二次検査	% 肺活量	<input type="text"/> . <input type="text"/> %	<input type="text"/> . <input type="text"/> %
	検査年月日	年 月 日	年 月 日
	採血の部位		
	採血から分析終了までの時間	分	分
	酸素分圧	Torr	Torr
炭酸ガス分圧	Torr	Torr	
肺泡気動脈血酸素分圧較差	<input type="text"/> . <input type="text"/> Torr	<input type="text"/> . <input type="text"/> Torr	
判定	F(- + ++)	医療機関の名称及び所在地	
	年 月 日	医師氏名	

耳朵からの採血を行った場合には「耳朵」、動脈から採血を行った場合は動脈の名称を記載

「判定」欄の記載に当たっては、一次検査、二次検査の結果のほか、他の検査結果も参考にして総合的に判定を行い、F（-、+、++）のいずれかを○で囲む。
 F- じん肺による肺機能障害がない
 F+ じん肺による肺機能の障害がある
 F++ じん肺による著しい肺機能障害がある

F++と判定と判定した場合、肺機能検査結果の写し（チャート紙等）等の提出（配付）をお願いします。

3 健康管理手帳の申請と労災補償について

健康管理手帳申請とは

- 石綿業務離職後の健康管理のため、指定された医療機関にて、石綿健康診断を無料で年2回受けることが出来るもの

対象となる業務

石綿等の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）

交付要件

次のいずれかに該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) 下記の作業に1年以上従事していたこと（ただし、はじめて石綿粉じんにはく露した日から10年以上経過していること）
 - ・ 石綿の製造作業
 - ・ 石綿が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・ 石綿吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎の作業
- (3) (2) 以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していたこと（直接業務のみが対象）

健康管理手帳交付申請に必要なもの

- ① 健康管理手帳交付申請書
- ② 申請者本人が記載した業務歴
- ③ 石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書
- ④ 事業者の証明書が得られない場合は、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、2名以上の同僚者の証明書
- ⑤ ③、④ともに得られない場合、又は不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険にかかるとる証明書
- ⑥ 胸部所見による申請の場合、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等

石綿の健康管理手帳

じん肺健康診断結果証明書

4. エックス線写真の像

イ. 小陰影の区分(0/- 0/0 0/1 1/0 1/1 1/2 2/1 2/2 2/3 3/2 3/3 3/+)

像	区分	タイプ
粒状影	/	p q r
不整形陰影	1 / 1	

◇第1型以上の不整形陰影

ロ. 大陰影の区分 (A B C)

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)



年 月 日

検査機関の名称及び所在地

医師氏名

◇胸膜肥厚等の胸膜の変化
◇胸膜石灰化像



石綿の健康障害に係る申請

石綿肺（石綿によるじん肺）



じん肺管理区分決定申請

不整形陰影
胸膜肥厚
胸膜プラーク
胸膜石灰化



健康管理手帳申請
（石綿）

石綿肺
肺がん
中皮腫
良性石綿胸水
びまん性胸膜肥厚



労災補償請求

じん肺による労災補償請求

原則としてじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

業務上疾病として取り扱われるもの

じん肺管理区分が管理 4

じん肺管理区分が管理 2、管理 3 又は管理 4 の石綿肺に合併した合併症

合併症とは

- ・ 肺結核
- ・ 続発性気管支炎
- ・ 続発性気胸
- ・ 結核性胸膜炎
- ・ 続発性気管支拡張症

石綿による疾病の労災認定要件

疾病名	認定要件
中皮腫	以下①、②のいずれかに該当する場合。 ① 胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある ② 石綿ばく露作業従事期間一年以上
肺がん	原発性肺がんであって、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合 ただし、最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したものは除く。 ① 石綿肺所見がある ② 胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間10年以上 ③ 広範囲の胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ④ 石綿小体または石綿繊維の所見＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ⑤ びまん性胸膜肥厚に併発 ⑥ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、石綿吹付け作業に従事＋石綿ばく露作業従事期間5年以上
良性石綿胸水	本省協議
びまん性胸膜肥厚	① 石綿ばく露作業3年以上 ② 著しい呼吸機能障害がある（%肺活量が60%未満等） ③ 一定以上肥厚の広がりがある

医療機関の方へ（じん肺健康診断結果証明書（様式3号）の記載について）

エックス線写真による検査の欄に撮影年月日等及び医師の印が押印されていることを確認して下さい。

上記撮影年月日のエックス線写真を貸し出して下さい。

（フィルムに限る。CD-R等不可）

（注）提出願うエックス線写真は（原本）を推奨します。

CR写真及びDR（FPD）写真の場合はフルサイズでかつ、縮率は100%でお願いします。

- ・ CR写真は撮影条件等が規定されておりますので、別紙の「CR写真撮影条件等について」の書面が必要です）
- ・ DR（FPD）は撮像表示条件が規定されておりますので、別紙の「撮像表示条件確認表」の書面が必要です。

胸部に関する臨床検査の欄は、必ず呼吸困難の判定を記載して下さい。

肺機能検査については、少なくとも1次検査までは実施し、記入して下さい。

検査年月日の記入及び㊟を押して下さい。

また、著しい肺機能障害があるF（++）と判定された場合、スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査結果（チャート紙の写）を申請者に渡し、一緒に提出するよう指示してください。

エックス線特殊撮影（CT検査）を実施された場合、審査の参考となりますので、CT写真も一緒に貸し出して下さい。

（フィルムでお願いいたします。）

上記の件でご質問等がございましたら下記までお願いします。

大阪労働局労働基準部健康課（旧労働衛生課）

06 - 6949 - 6500